# 政策評価(公共事業評価)の審議経過(事前評価)



~「北海道・新時代の創造」に向けて~ 北海道総合政策部

1 平成30年度第4回公共事業評価専門委員会《H31.2.1》

資料4

## ◇審議結果

公共事業事前評価対象26地区【全員評価地区(2地区)、委員担当地区(24地区)】 〔内田委員長、山本副委員長、庄子委員、玉堀委員、中津川委員、野呂委員、渡部委員〕

### 【概要】

- ・<u>道が実施する公共事業</u>(国庫補助事業等)の施工地区のうち、<u>令和2年度の国費予算要望</u>を 予定している**事業費が10億円以上の地区**が対象
- 2 令和元年度第1回公共事業評価専門委員会《R1.5.17》
- ◇公共事業事前評価対象地区の事前報告(全員評価1地区) きたひろしま総合運動公園線(仮称)は、環境調査を実施中により、次回以降の審議
- 3 事前ヒアリング《R1.7.12》
- ◇道路改築事業費(きたひろしま総合運動公園線(仮称)) 【北広島市】 環境調査が完了したため、次回委員会に向けたヒアリングを実施 〔内田委員長、山本副委員長、玉堀委員、中津川委員、渡部委員〕

#### 【概要】

- ・主に次の内容に関する質疑応答
- (1) 交通量推計・B/C (2) 計画ルートの選定 (3) 環境調査結果・保全措置
- 4 令和元年度第2回公共事業評価専門委員会《R1.7.24》
- ◇審議結果

委員会の審議を踏まえ、「付帯意見を付け要望を行うことは妥当」 〔内田委員長、山本副委員長、庄子委員、玉堀委員、野呂委員、渡部委員〕

### 【概要】

- ・評価の視点(実施方針)
- (1) 事業の必要性 (2) 事業内容等の適切性 (3) 代替案の検討 (4) 緊急性・優先性
- (5) 環境への影響・配慮 (6) 事業の妥当性 (7) 事業効果
- ・付帯意見
- (1) 当事業の実施に当たっては、関係する事業者等と協議の場を通じて密接に連携協議し、 求められる事業の目的や公共性を確保するとともに、道民に対し十分な説明責任を果たす こと。
- (2) きたひろしま総合運動公園の整備等に大きな変更が生じた場合は、適宜、政策評価の 対象とする。
- (3)環境調査の結果を踏まえ、地形改変の影響を受ける希少な動植物は可能な限り移植等の 保全措置を講じ、自然環境への負荷は最小限にとどめるよう配慮すること。 また、自然環境を監視する協議会等を設立し、保全措置の実行性を高めること。
- 5 令和元年度第3回政策評価専門委員会《R1.11.7》

# 政策評価(公共事業評価)の審議経過(再評価)



~「北海道・新時代の創造」に向けて~ 北海道総合政策部

令和元年度第2回公共事業評価専門委員会《R1.7.24》

資料 4

## ◇審議結果

公共事業再評価対象29地区【全員評価地区(1地区)、委員担当地区(28地区)】 〔内田委員長、山本副委員長、庄子委員、玉堀委員、中津川委員、野呂委員、渡部委員〕

### 【概要】

- ・道が実施する公共事業(国庫補助事業等)の施工地区のうち、事業採択後、未着工や長期間 が経過している地区及び事業費に大幅な変更が生じた地区<br />
  が対象
- ヒアリング・現地調査《R1.9.12~10.8》 2
- ◇委員担当地区《R1.9.12~10.4》

ヒアリング及び現地調査の結果、**審議地区(6地区)、専決地区(22地区)**に区分

◇全員評価地区《R1.10.8》

道路改築事業費(名寄遠別線)【遠別町】〔内田委員長、山本副委員長、玉堀委員〕

### 【概要】

## ・委員担当地区

(1) ヒアリング

審議地区:担当委員の「審議のポイント」を踏まえ、委員会の審議を経て方針を決定

専決地区:**担当委員の判断を尊重**し、委員会の**方針を決定** 

(2)現地調査

必要に応じて実施(内田委員長担当の2地区)

※都市計画街路事業(3・4・47文教通、3・6・82臨空工業団地通)【函館市】

・全員担当地区

現地において、**関係課から事業説明**の後、**工事進捗の確認**(橋梁2橋、道路土工など)

令和元年度第3回公共事業評価専門委員会《R1.10.21》

## ◇審議結果

公共事業再評価対象29地区の対処方針ついて、「事業を継続することは妥当」 [内田委員長、山本副委員長、玉堀委員、中津川委員、野呂委員、渡部委員]

#### 【概要】

- ・評価の視点(実施方針)
- (1) 事業の進捗状況 (2) 事業の実施に伴う経済効果等 (3) 事業コスト縮減の取組

- (4) 事業の必要性
- (5) 事業を推進する上での課題 (6) 事業の達成見込み

#### · 全員評価地区

関係課からの**事業説明**の後、**審議**を行い、**方針を決定** 

・委員担当地区

審議地区:関係課から審議のポイントを踏まえた事業説明の後、審議を行い、方針を決定

専決地区:担当委員から**専決理由の説明**の後、**方針を決定** 

## 4 令和元年度第3回政策評価専門委員会《R1.11.7》